

平成31年3月吉日

お客さま各位

岐阜商工信用組合

改元に伴う「手形・小切手」の取扱いについて

日頃より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日の新天皇即位に伴い、改元の準備が進められておりますが、今般の改元に伴う「手形・小切手」の取扱いをご案内いたします。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

Q1. 新元号公表後、「平成」が表記された「手形・小切手」は使用できますか？

A1. 2019年4月1日に新元号が公表される予定ですが、2019年4月30日までは、「平成」表記のままご使用いただけます。

Q2. 改元後、「平成」が表記された「手形・小切手」はそのまま使用できますか？

A2. 2019年5月以降も、振出日・支払期日を問わず、「平成」表記の「手形・小切手」はご使用いただけます。ご使用の際は、「平成」を二重線で新元号に訂正してください。

(例) 2019年5月7日の場合

〇〇(新元号)

~~平成~~ 1年 5月 7日

※ 訂正印の押印は不要です。

※ 改元初年の表記は「〇〇元年」、「〇〇1年」のどちらでも可能です。

<訂正が必要な箇所>

- ・小切手：「振出日」
- ・約束手形：「振出日、支払期日、裏書日(裏面)」
- ・為替手形：「振出日、支払期日、引受日、裏書日(裏面)」

Q3. 新元号の「手形・小切手」を改元後すぐに使用したい

A3. 新元号表記の手形帳・小切手帳の作成には相応の時間を要します。改元後、準備が整い次第、新元号表記の手形帳・小切手帳を発行いたします。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上